

別紙2「障害の状態等に応じた教育的対応（通常の学級における指導）一覧」

障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）

就学に関する新しい支援の方向性(P.2～3)

<p>学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。</p> <p>そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。</p> <p>教育的ニーズとは、子供一人一人の①障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような②特別な指導内容や③教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされているかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。</p>

障害の状態等に応じた教育的対応～「通常の学級における指導」に関する記載(P.77～78他)

<p>通常の学級においては、小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本である。〇〇障害のある子供が各教科等を学ぶ場合、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。その際、前述した「③〇〇障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」や学習指導要領総則のほか、各教科等編の解説に示されている「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」等を参考として、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえて工夫していくことが重要となる。</p> <p>(以下の例示)</p> <p>このように、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら通常の学級での一斉の学習活動に参加でき、授業内容が分かり学習活動に参加できることが通常の学級での学びには必要である。その際、学校や学級担任、周囲の障害のない子供たちの理解と関わりが大きく影響する。したがって、〇〇障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を検討する際は、こうした点を踏まえる必要がある。</p>

障害の状態等	困難さや意図	手だて
I 視覚障害 (P.77～78)	例えば、視覚による知覚や認知の機能に困難さがあり、複雑な字形の漢字の読み書きや理科の観察、運動の模倣やボール運動など、視知覚や視覚認知の機能を十分に発揮した学習が難しくかったり、うまくできなかつたりする場合	拡大教材等を活用することや、実験や観察の際に危険のない範囲で近づいて見ることができるようになること、照明や外からの光の入り方に配慮して教室内の座席の位置を検討すること等で見えにくさに配慮することなどが考えられる。また、発達の段階に応じて自分の見え方を知り、自ら見やすくする環境を調整できるように助言することも必要である。しかし、見えにくいということに引け目を感じ、学習や生活に積極的に取り組めないこともある。見えにくさがあっても、安心して能動的に学習できる環境を作ることが大切である。
II 聴覚障害 (P.104)	例えば、補聴器や人工内耳を装着して教師や友達と話し言葉でやり取りができるといった比較的障害の程度が軽い場合	本人の聞こえ方によっては音の高低を区別したり、話し言葉の一部を聞き取れなかつたりすることがあるため、このような場合には、外国語の音声の高低を教師が手を動かして見せたり、新出語句や聞き取れない語句などを板書して見せたりするなど、個に応じた配慮をすることがあると考えられる。
	補聴器や人工内耳を装着し、話し言葉でのやり取りが円滑にできる子供の場合	周囲の騒々しさや反響などの音環境によっては聞こえにくくなり、授業中のコミュニケーションや内容理解に支障が生じることがあるため、子供が聞き取りやすい座席位置にしたり、教師の話し声を子供の補聴器や人工内耳に直接届ける補聴援助機器等を使用したり、視覚から情報を得られるような教材やICT機器を活用したりする必要があると考えられる。
III 知的障害	「通常の学級における指導」に関する記載なし	
IV 肢体不自由 (P.159～160)	例えば、上肢の動きに困難があり、他の子供より書くことに時間がかかる場合	書く時間の延長、書く量の調整、支援機器の使用など学習内容の変更・調整について検討することが考えられる。
	移動や日常生活動作（排せつや着替え）等に支援が必要な場合	必要に応じてトイレなどの施設・設備を改修したり、移動や日常生活動作の支援のための特別支援教育支援員等を配置したりといった対応が考えられる。しかし、そうした対応だけでなく移動の困難を軽減するために、車椅子で異動できるよう教室の配置を検討したり、車椅子で異動するためのスペース確保のために、用具等を片付けたりして使いやすくする工夫も大切である。
V 病弱・身体虚弱 (P.187～188)	<p>病弱・身体虚弱の子供は、小中学校当の通常の学校で、健康面や安全面等に留意しながら学習していることが多い。この場合の留意事項としては、教室の座席配置、休憩時間の取り方、体育等の実技における配慮等の指導上の工夫や、体調や服薬の自己管理を徹底することなどがある。</p> <p>近年は、医療の進歩とともに、例えば、糖尿病における血糖値測定や自己注射、心臓疾患における酸素の使用など、支援を受けつつ通常の学級での学習が可能となる子供が増えている。このような子供については、本人がこれらの測定やその数値を踏まえた対応ができるようになる、又は酸素ボンベ等の医療機器を本人が操作できるようになることが大切である。（中略）</p> <p>小中学校等では、①病弱教育に関する専門的知識や技能を有する教職員がいない、②特別支援学校と比べて施設設備等についての整備や、個々の病気等の状態に応じた十分な体制が構築されていないことが多い。このため、病気等の種類や程度によっては、安全面について特別な配慮等を必要とすることがあるので、養護教諭や保健主事と特別支援教育コーディネーターとが協力して、適切な校内体制を整備することが必要である。特に、常時、医療又は生活規制（生活の管理）が必要なために、健康管理に細心の注意を払う必要がある子供については、病状に影響を与える要因に対して、本人が即座に対応しなければならないことがある。学校環境や学校体制について、安全面を確保するという観点から十分に検討し、必要な環境や体制の整備を進めることが求められる。</p>	
VI 言語障害 (P.232～233)	学校が言語障害についての基礎知識をもち適切な対応や指導を行うことが大切である。特に、学級経営においては、話しやすい学級の雰囲気作りや級友の理解が得られる集団作りが大切である。また、通常の学級における学習活動に参加してその内容を理解したり、学校生活全体を通して周囲とのコミュニケーションをしたりすることができるよう当該の子供に応じた合理的配慮を提供することも考えられる。	
	例えば、発音しにくい音や言葉がある子供の場合、教科書の音読や音楽の歌唱等において、自分の発話に対する周囲の反応に不安を感じたり、自信をなくしたり、授業中の学習意欲やコミュニケーションに支障が生じることがある。	このような場合、音読の箇所を本人が自信をもってできるようにしたり、複数の子供と一緒に音読や歌唱をしたりするなどの配慮が考えられる。また、書き言葉による発表ができるようICT機器等を活用することも考えられる。
VII 自閉症 (P.255)	<p>自閉症のある子供に対しては、（中略）必要に応じて個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用するなどして、自閉症の特性に起因する困難さに対する配慮や指導上の工夫を行うことになる。配慮や工夫の例として、複数の指示や口頭による指示を理解することの困難さに対して、板書で指示を視覚的に示すなど、合理的配慮の観点に基づいた適切な配慮が挙げられる。</p> <p>こうした配慮の下、例えば、聴覚の過敏による苦手な音が聞こえた際に、自ら音量を調節する器具を使用したり、一時的に音源から遠ざかったりすることで情緒を安定させて集団活動に参加することができたり、他者の意図や感情の理解に困難がありながらも、他者と関わる際の具体的な方法が身に付いている状態である子供の場合は、通常の学級での指導を検討することが考えられる。</p>	
VIII 情緒障害 (P.277)	<p>例えば、学級内での発表の際に、口頭での発表は困難であるものの、タブレット端末の仕様などによる文字媒体で発表することができたり、身振りや指さし等による意思表示で他者との意思疎通を図ることができたりするなど、情緒を安定させて通常の学級での一斉の学習活動に参加できる状態である子供の場合は、通常の学級での指導を検討することが考えられる。</p> <p>また、情緒障害のある子供は、周囲の環境から受けるストレスによる心理的な不安定さから、気持ちを落ち着けて集中することができず、書くことや読むことなどの学習に時間を要したり、指示や説明を断片的に聞いていたりすることがあることに留意が必要である。加えて、視線に敏感な子供や周囲の状況が気になりやすい子供にとっては、座る場所は大切であることから、どこに座るとよいのか、誰の隣だと安心できそうなのかなどを事前に把握しておくことも大切である。さらに、刺激に敏感な子供の場合、学級内のざわつきが過剰な緊張をもたらす場合があることにも配慮する必要がある。なお、選択性かん黙のある子供にとって学級担任の存在そのものが大きな環境因子となる。学級担任の言動や身振り、表情などが子供に恐怖を与えてしまうことがないよう、どの子供であっても話しかけやすい教師でいることが重要である。</p>	
IX 学習障害 (P.296～297)	学習障害のある子供を含め、通常の学級には多様な実態の子供が在籍していることを踏まえ、教師と子供及び子供相互のより良い人間関係を構築し、学級経営の充実に図ることが大切である。そのため、通常の学級において、安心して学習に取り組むことができるよう、学級全体又は個に応じた様々な手立てを検討し、指導が行われる必要がある。	
	学習障害のある子供は、学習面に対するつまづきが学力面に影響を及ぼし、自信を失ったりストレスを抱えて心理的に不安的になったりすることも少なくない。子供の得意なところや意欲的に取り組んでいるところ、努力しているところを把握し、固定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。その上で、学習障害のある子供の実態把握に努め、教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供を行ったり、通級による指導における指導方法等を参考にしたりするとともに、ティーム・ティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を効果的に行うことが重要である。また、通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、本質的なことに焦点化した評価などに努めることが大切である。	
	文章を目で追いながら音読することが苦手な場合	自分がどこを読むのかが分かるように拡大コピーを用意したり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したり呼んでいる部分を指で押さえることを認めたりするなどの配慮を行う。
	資料の中から必要な情報を見つけ出し読み取ったりすることが苦手な場合	必要な部分を拡大したり、見る範囲を限定して注目する部分を示したりするなどの配慮を行う。
	読み書きに困難がある場合	板書だけで説明するのではなく、必ず読み上げて分かりやすく説明したり、ノートに写すべき部分を色分けしたりするなどの配慮を行う。また、タブレット端末等のICT機器を使用し、音声教材を活用したり板書されたものを写したり、パソコン入力による板書を行ったりするなどの工夫を行う。
	聞いて理解することが苦手な場合	図やモデルなど視覚的な情報を活用するなどの工夫を行う。
	空間図形のもつ性質を理解することが苦手な場合	空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型を準備し言葉で特徴を説明したり、見取り図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
計算が苦手な場合	練習問題の量を調整したり、計算の意味を図や絵を提示して分かりやすく説明したりするなどの工夫を行う。	
X 注意欠陥多動性障害 (P.317)	<p>注意欠陥多動性障害のある子供を含め、通常の学級には多様な実態の子供が在籍していることを踏まえ、教師と子供及び子供相互のより良い人間関係を構築し、学級経営の充実に図ることが大切である。そのため、通常の学級において、安心して学習に取り組むことができるよう、学級全体又は個に応じた様々な手立てを検討し、指導が行われる必要がある。</p> <p>注意欠陥多動性障害のある子供は、指示されている内容や社会的ルールは理解できていても、不注意、衝動性、多動性により適切な行動をとることが難しいという障害の特性を有している子供である。周囲からの注意や叱責が重なり、自信をなくしたり自己評価が低下したりすることも少なくないため、本人ができていたり努力しているところ、特異なことや意欲的に取り組んでいるところを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。その上で、注意欠陥多動性障害のある子供の実態把握に努め、教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供を行ったり、通級による指導における指導方法等を参考にしたりするとともに、ティーム・ティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を効果的に行うことが重要である。また、通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、環境調整等に努めることが大切である。</p>	
	注意の困難に対して、余分な刺激を減らすことができるように	黒板の周囲の掲示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりするなどの工夫を行う。
	じっとしていることが苦手な場合	意図的に役割を与え動くことが許容される場面を設定する。
	視覚的な情報を活用して行動目標を示しておき、できているときにはその行動に対して肯定的評価を即時に行う。	
	困っていることや言いたいことがあるときに、意思表示カードを使用してもよいなど、学級のルールを明確にしておく。	